

平成26年度 長野県地域防災計画の第2回修正について

1 主な修正項目

1) 御嶽山噴火災害の発生を受けて

平成26年9月の御嶽山噴火災害発生の教訓を踏まえ、火山噴火予知連絡会より提言された「御岳山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言」、「火山情報の提供に関する緊急提言」と、県において策定された「御嶽山噴火災害を踏まえた対応方針」を長野県地域防災計画に反映しました。

2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正を受けて

平成26年8月豪雨による広島市北部の災害を受け、土砂災害から住民の生命及び身体を保護するために、県が行う土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表、土砂災害警戒情報が発表された際の市町村長への通知等について地域防災計画に反映しました。

3) 地震対策強化に向けて

平成26年11月の長野県神城断層地震のような活断層による内陸型地震や、南海トラフ巨大地震のような海溝型地震への備えを一層強化するために、新たに見直しを行った地震被害想定を反映するとともに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画としての所要の見直しを行いました。

4) 災害対策基本法改正、防災基本計画の修正を受けて

大規模地震時や大雪等の災害時に、緊急車両による災害応急対策等が円滑に行えるように、支障となる放置車両や立ち往生車両の移動等の応急措置について地域防災計画に反映しました。

上記の長野県独自の修正及び、関係法令等の改正等を反映し平成26年度の第2回目の修正を行います。

※凡例：火山災害対策編 第2章第2節⇒(火2-2)

主 な 内 容	
1 御嶽山噴火災害発生の教訓、火山噴火予知連絡会の緊急提言の反映	
(1)火山噴火情報の関係者の情報共有及び登山者等への周知	ア 登山者等に対するわかりやすい情報提供、伝達体制の強化(火2-2, 3, 40) イ 火山関係者との情報伝達体制整備、連携強化(火2-2, 3, 11) ウ 噴火警戒レベル1も含めた、防災対応の検討(火2-3)
(2)火山防災対策における関係機関の連携強化	ア 関係機関、火山専門家等と連携し避難体制の検討を行うための火山防災協議会の設置の推進(火2-4)
(3)登山者等の安全確保	ア 火山における救助活動に必要な資機材の配備(火山ガス検知器、防毒マスク他)(火2-6) イ 登山者等に対し、看板の設置等による緊急時の対応方法等の周知(火2-40) ウ 退避壕、退避舎その他指定緊急避難場所となる避難施設の整備推進(火2-11, 40) エ 噴火災害から登山者等を守る防災用品(ヘルメット、マスク等)の配備(火2-40)

(4)国における観測体制の強化	ア 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制強化（火2-39）
2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正内容の反映	
(1)土砂災害の危険箇所の周知	ア 土砂災害防止法における土砂災害警戒区域の指定の推進（風2-24） イ 土砂災害警戒区域等への要配慮者施設の原則新築等の禁止 ウ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表（風2-24） エ 市町村地域防災計画への下記事項の記載（風2-24） ・防災気象情報等の住民への伝達方法の整備 ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の周知 ・特に防災上配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地の記載等 オ 防災マップ等の作成及び住民への周知（風2-24）
(2)警戒避難体制の強化	ア 土砂災害の発生のおそれがある場合における避難勧告等の発令基準の策定及び伝達方法等の確立（風2-24） イ 土砂災害警戒情報発表時の市町村への通知（風3-1） ウ 土砂災害警戒情報発表時の住民への周知（風3-1）
(3)災害時の対応力強化	ア 災害発生時の速やかな国への緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する体制整備（風3-29） イ 避難勧告等の発令・解除、警戒避難体制に関する事項についての市町村への助言（風2-24、3-12）
3 地震防災対策の強化の反映	
(1) 想定地震に南海トラフ巨大地震等を追加した新たな地震被害想定への反映（震2-5）	
(2) 大規模地震等発生時の広域応援活動、物資集積のための広域防災拠点（松本空港・松本平広域公園周辺ほか）選定の反映（風2-5、風2-9）	
(3) 大規模地震等を想定した食料備蓄量の見直し（震2-12）	
(4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画としての所要の見直し（震1-1、2-1、2-32、2-33）	
4 災害対策基本法改正、防災基本計画の修正内容の反映	
(1) 災害時の放置車両等への応急処置	ア 緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動を速やかに行う体制の強化（風-2-9） イ 県公安委員会からの道路管理者への、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動の要請（風-3-10）

2 防災会議の開催状況

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 防災会議幹事会 | 平成27年2月13日 |
| (2) 防災会議 | 平成27年3月6日 |

3 今後の予定

長野県地域防災計画がより実効的なものとなるよう、平成27年度以降も、訓練などを通じて課題の検証・検討を行い、必要に応じ県地域防災計画の修正を行います。

また、国の防災基本計画が修正された場合には、必要箇所を県地域防災計画へ反映する予定です。